

陳 情 文 書 表（１８－２－その１）

- 1 受理番号 陳情第２号 平成３０年５月８日受理
- 2 件 名 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情
- 3 陳 情 者 住 所 八街市八街は１８番地
団体名 食糧・農業と国民の健康を守る千葉県連絡会
氏 名 議長 長 平 弘 外１

4 趣 旨

昨年の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立し、今年３月末をもって同法は廃止されました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた試験場等のとりくみが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策を講じることが求められます。

また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。

こうした中、すでに平成２９年５月３１日付けで、千葉県農業協同組合中央会など４団体が「主要農作物種子法の廃止に係わる要請書」を千葉県知事に提出されていると認識していますが、こうした動きに積極的に応えることを期待するものです。

以上の趣旨から、下記事項について意見書を千葉県知事ならびに政府関係機関に提出することを陳情します。

- (1) 試験場等のとりくみが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。
- (2) 地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じること。

5 付託委員会 経済環境常任委員会